

# 10年後の 法体系試案



中村伊知哉  
Ichiya Nakamura

2007.03

# 総合的な法体系の検討対象

国内法

## 通信・放送法制

- ・有線電気通信法
- ・電波法
- ・電気通信事業法
- ・有線放送電話に関する法律
- ・日本電信電話株式会社等に関する法律
- ・放送法
- ・有線テレビジョン放送法
- ・電気通信役務利用放送法
- ・プロバイダ責任制限法
- ・迷惑メール法
- ・不正アクセス禁止法



## 関係法

- ・著作権法
- ・情報公開法
- ・通信傍受法
- ・独占禁止法
- ・電子署名法
- ・風営法
- ・共同溝法
- ・刑法、商法

## 国際法制

- ・ITU憲章
- ・ITU条約
- ・サイバーテロ条約
- ・日米地位協定
- ・著作権関連条約

## 民間ルール

- ・民放連番組基準
- ・通信コンテンツ業界ルール
- ・ARIB技術標準

## 振興法

- ・電気通信基盤充実臨時措置法
- ・特定通信・放送開発事業実施円滑化法
- ・通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律
- ・通信・放送身体障害者利用円滑化法

# 通信・放送法制と関係法

保護法益	通信・放送法制	主な関係法	
主に社会的規制	表現の自由の確保 (イノベーション促進)	・放送法制 ・通信法制	・情報公開法 (・放送大学学園法) ・著作権法
	情報の保護 機密性の保持 財産権の保護	・通信法制 なし	・個人情報保護法制 ・通信傍受法 (・郵便法・信書便法) ・著作権法 ・不正競争防止法 ・刑法(営業秘密侵害罪)
	サービスの普及 (円滑な提供・国民の利便)	・放送法 ・電気通信事業法 ・N T T法	・電気通信基盤充実法 ・高度テレビジョン放送施設整備促進法 ・道路法 ・下水道法 ・共同溝整備特別措置法 ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法
	I C T社会の構築 (利用環境の整備)	・プロバイダ責任制限法 ・迷惑メール法	・特定商取引法 ・I T書面一括法 ・電子署名法 ・民法特例法 ・情報処理促進法
	不正行為の防止 (発信・利用規制)	・不正アクセス禁止法 ・携帯電話不正利用防止法	・刑法(名誉毀損、公共の安全・秩序の危険など) ・風営法 ・古物営業法 ・サイバーテロ条約 <電波法(わいせつ・暴力通信の刑事罰)>

主に経済的規制	利用者利益の保護 (料金規制など)	・有線テレビジョン法 ・電気通信役務利用放送法 ・電気通信事業法	・消費者保護法制(消費者基本法、消費者契約法 等)
	公正競争の促進	・電気通信事業法	・独占禁止法 ・不正競争防止法
	事業・業務の適正性確保 健全な発達	・放送法制 ・電気通信事業法、有放話法 ・N T T法	・商法(会社法)その他企業法制
	設備面での秩序維持 I C T技術高度化	・電波法 ・有線電気通信法 ・N T T法、放送法(N H K関係)	・N I C T法 ・工業標準化法 ・J A X A法 ・特許法 ・基盤技術研究円滑化法

放送法制は、「放送法」、「有線テレビジョン放送法」、「有線ラジオ放送法」、「電気通信役務利用放送法」を指す。  
 通信法制は、「電気通信事業法」、「有線放送電話法」、「電波法」、「有線電気通信法」を指す。

# 現行法体系

ソフト  
(コンテンツ)

不正  
アクセス  
禁止法

管理者の  
防御措置

迷惑  
メール法

発信者への  
表示義務

役務提供  
拒否

プロバイダ  
責任制限法

情報削除  
の  
免責

発信者  
情報開示

電気通信  
役務利用  
放送法

「フジンツ規律」

有テレ法  
(有ラ法)

「フジンツ規律」

放送法

地上波・BS・CS  
の「フジンツ規律」

NHKの組織・業務に関する規律

電気通信事業法  
(有放話法)

旧二種・業務規律

相互接続規律、通信の秘密保護 等

旧一種・業務規律 基礎的役務の提供

NTT法

電話役務のあまねく提供

技術開発

有線テレビ  
施設規律

受託放送  
施設規律

電波法

(電波の分配、混信防止のための技術基準 等)

有線電気通信法

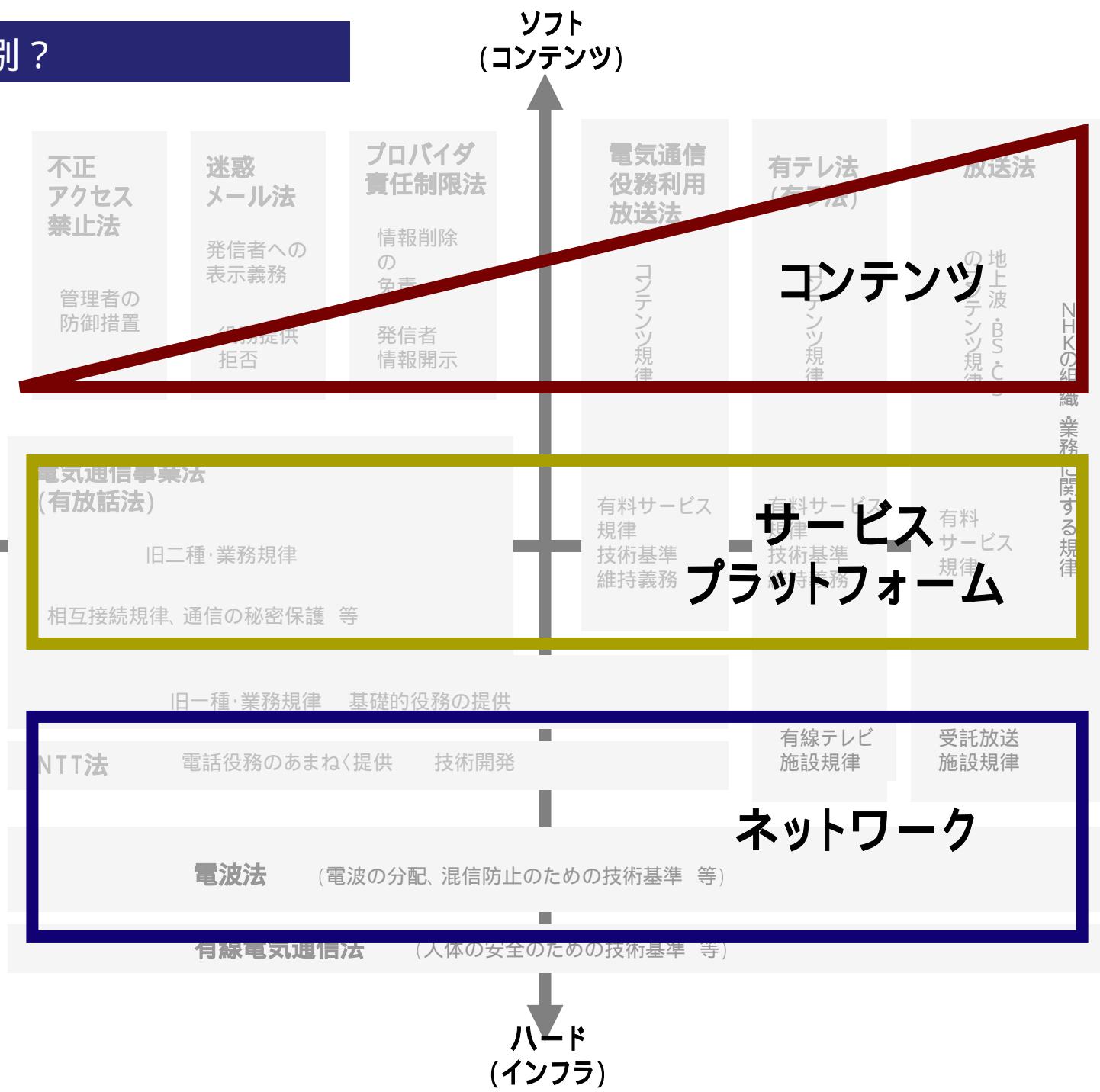
(人体の安全のための技術基準 等)

ハード  
(インフラ)

通信

放  
送

レイヤ別？



# 政策の流れ

20年前  
1987年

- ・電話 ISDN
- ・アナログ放送
- ・CS/CATVの勃興



- ・モバイル端末売り切り制
- ・通信の参入/料金規制緩和
- ・CSの受委託放送制導入
- ・R&D等の振興法整備

インフラ整備(アナログ)  
多メディア多チャンネル  
通信競争促進

10年前  
1997年

- ・インターネット
- ・ケータイ
- ・アナログ デジタル放送



- ・通信競争ルール拡充
- ・一種/二種廃止
- ・NTT再編成
- ・KDD完全民営化
- ・地デジ:電波法,放送法
- ・役務利用放送法制定
- ・違法有害情報対策

インフラ整備(デジタル)  
メディア融合  
利用者保護

現在  
2007年

- ・ブロードバンド
- ・3Gケータイ
- ・デジタル放送



- ?
- ・工程プログラム
- ・通信公正競争ルール
- ・NTT在り方見直し
- ・NHK在り方見直し
- ・放送在り方見直し

?

10年後  
2017年  
～

- ・All IP / Full Digital  
(ネットワーク統合)
- ・Ubiquitous  
(社会経済の通信依存)

# 今後の行政需要

通信・放送、有線・無線といった区分による規律

情報内容、行為、設備といった行政対象の別  
表現の自由、利用者の保護、設備の公平安全といった目的の別  
コンテンツ、サービス、ネットワークといったレイヤ別  
による規律の親和性

情報  
内容

## コンテンツ

### 多様化

- ・表現の自由
- ・通信の秘密
- ・社会的影響力

- ・コンテンツの多様化、マルチユース
- ・コンテンツの制作・伝送主体の多様化
- ・社会経済活動の通信(コンテンツ)への依存
- ・バーチャルコミュニティの増大

- ・通信放送二分論、  
メディア別規律

影響力、多様な利用形態に  
応じたスキーム  
著作権との整合

行為

## サービス プラットフォーム

### 拡大

- ・通信の  
利用者利益  
の保護
- ・公平安全利用

- ・サービスの多様化、  
社会経済への浸透  
(商取引、医療、教育、行政、etc.)
- ・プラットフォームの  
ビジネスの確立、拡大  
(認証・課金、検索etc.)

- ・事業規律(経済規制)、  
通信放送二分論

利用保護(社会規制)、  
通信放送融合に応じた  
スキーム

設備

## ネットワーク

### 集約

- ・通信網の  
利用の保証
- ・電波効率的利用  
公平分配
- ・人体安全確保

- ・通信放送統合網の整備  
(映像IPネットワーク)
- ・有線無線総合サービスの普及
- ・自営ネットワークの拡大
- ・TV/PC/モバイル端末の複合

- ・通信放送二分論、  
有線無線別規律

ネットワーク統合(IP化)に  
適したスキーム

# 対応すべき課題 例

・通信・放送区分、メディア別の規律の縮小・廃止

コンテンツ

多様な  
コンテンツに  
対応した  
スキームの整備

- ・オンライン情報規律拡充
- ・デジタル著作権制度の構築
- ・通信・放送コンテンツ規律の整理

・基幹放送の概念と規制の明確化

- ・NHKの在り方の明確化
- ・役務利用放送スキームの一般化

・通信・放送プラットフォーム規律の整理/明確化

・通信・放送事業参入・料金規律の整理

・接続・アクセス規律の整理

・通信・放送ユニバーサルアクセスの保証

・技術基準(有線・無線、通信・放送)の整合

・電波免許区分の簡素化・帯域免許制度

サービス  
プラットフォーム

・プラットフォームを含む  
サービスの  
利用環境の整備

ネットワーク

・安全・  
公平・  
柔軟・  
効率的な  
設備の確保

・NTT完全民営化の条件整備

・行政組織の見直し

・特殊法人と行政の  
役割の見直し

# イメージ例

現在

十年後

不正アクセス禁止法

プロバイダ責任制限法

電気通信事業法

電気通信役務利用放送法  
有線テレビジョン放送法

放送法

電波法

有線電気通信法

日本電信電話株式会社法

基盤充実法、円滑化法、  
身障者法など

オンライン情報規律拡充

デジタル知財規律

コンテンツ規律

メディア区分廃止

有料放送サービス規律

経済規制縮小

プラットフォーム規律

放送施設規律

通信事業施設規律

通信・放送区分廃止  
(電波帯域免許)  
有線・無線規律統合

違法有害情報等  
に関する規律群

デジタル  
著作権

コンテンツ法

B2C型コンテンツ  
の一般規律

NHK法

基幹放送法

電気通信役務法

アクセス法制  
・ネットワーク公正利用  
・接続  
・ユニバーサルアクセス  
プラットフォーム規律

電気通信設備法

通信設備の規律  
電波の分配

コンテンツ

プラットフォーム  
サービス

ネットワーク

廃止

情報通信研究開発法

子どもデジタル法

通信利用支援に関する法律

## All IP後 = メディア規制の次のステージ

